

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画



男女にかかわらず、だれもが十分に能力を発揮し、活躍することのできる職場環境を作るため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日 ～ 令和11年3月31日までの3年間

2. 内 容

目標1 : 計画期間における新任管理職を対象に、3年以内の「女性活躍推進に関する研修」の受講率を100%とする

<対 策>

- ▶ 令和8年4月～ 管理職（課長補佐以上）昇格時に「女性活躍推進に関する研修」の3年以内の受講を必須とする。

目標2 : 計画期間における年次有給休暇の平均取得率を70%以上とする

<対 策>

- ▶ 令和8年4月～ 管理職が率先して有給休暇の計画的な取得を行い、課員に対しても計画的な取得を促す。総務課が全職員に対して有給休暇の積極的な取得の呼びかけを行う。

目標3 : 計画期間におけるフルタイム労働者の法定時間外・法定休日労働の平均を各月20時間未満とする

<対 策>

- ▶ 令和8年4月～ 毎週第1、第2水曜日を定時退勤日とする。
労働組合と協力し定時退勤の着実な実施を目指し、定時退勤日には全職員に対して定時退勤を促す通知を行う。